

平成20年度

公共用水域及び地下水の水質測定計画

栃 木 県

目 次

第1 趣旨	1
第2 公共用水域	1
第3 地下水	5
第4 測定結果の報告及び公表	7
別表 - 1 公共用水域水質測定地点一覧	8
別表 - 2 測定方法等一覧（公共用水域）	16
別表 - 3 地下水の測定地点一覧	18
別表 - 4 測定方法等一覧（地下水）	28
河川調査地点図	29
湖沼地点図	30
地下水調査地点図	32

平成20年度栃木県公共用水域及び地下水の水質測定計画

第1 趣旨

この計画は、本県の区域に属する公共用水域及び本県の区域にある地下水の水質の汚濁の状況を監視するため、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づき、公共用水域及び地下水の水質の測定に係る事項を定めるものとする。

第2 公共用水域

1 調査対象及び測定項目

調査対象は、河川及び湖沼とし、次の項目について測定を行う。

(1) 河川調査

- ・ 生活環境項目として実施するもの
pH、BOD、COD、SS、DO、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質（油分）、全窒素、全りん、全亜鉛
- ・ 健康項目として実施するもの
カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素
（アルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する。）
- ・ 特殊項目として実施するもの
フェノール類、銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム
- ・ 要監視項目として実施するもの
クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド
- ・ その他の調査項目
アンモニア性窒素、塩化物イオン、硫酸イオン、界面活性剤（MBAS）、全硬度、EPN、2-MIB、ジオスミン、りん酸イオン

(2) 湖沼調査

- ・ 生活環境項目として実施するもの
pH、BOD、COD、SS、DO、大腸菌群数、全窒素、全りん、全亜鉛
- ・ 健康項目として実施するもの
カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、

セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素
 (アルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する。)

- ・ その他の調査項目

アンモニア性窒素、りん酸イオン、クロロフィル a、プランクトン、

(3) 水道水源調査

- ・ 調査項目

トリハロメタン生成能

2 測定実施機関

測定実施機関は、栃木県、国土交通省及び宇都宮市とする。

3 測定地点及び測定頻度

- ・ 測定地点については、県内全域の水質を的確に把握し効率よく監視するため、環境基準点を中心に、利水状況・本川に合流前の支川の地点等の当該水域の特性に応じて定める。
- ・ 測定項目と頻度については、生活環境項目は毎月測定し、その他の項目は利水状況・過去の検出状況等に応じて測定頻度を定める。
- ・ 測定地点数の概要は、次のとおりとする。

		栃 木 県	国土交通省	宇 都 宮 市	合 計
河 川	那珂川水系	29	3	—	32
	鬼怒川水系	16	7	13	36
	小貝川水系	8	1	—	9
	渡良瀬川水系	30	9	10	49
	その他の水系	4	—	—	4
	小 計	87	20	23	130
湖 沼	13	3	—	16	
合 計	100	23	23	146	

- ・ 各測定地点及び測定頻度は、別表 - 1 のとおりとする。

(1) 河川調査及び水道水源調査

栃木県が実施する河川調査及び水道水源調査における各測定項目の実施時期は、次のとおりとする。

項 目	水 系 名		
	那 珂 川	鬼怒川・小貝川	渡 良 瀬 川
生活環境項目	毎 月	毎 月	毎 月
健康項目 A	7、11、3月	6、10、2月	5、9、1月
健康項目 B	11月	10月	9月
健康項目 C	7月	6月	5月
要監視項目	7月	6月	5月
特殊項目 その他の項目	7、3月	6、2月	5、1月
トリハロメタン 生成能 (水道水源調査)	—	5、7、8、11 月	5、7、8、11 月

[備考]

生活環境項目は月1回調査を行う。また、全国及び本県の過去の検出状況から、検出される可能性が少ない項目は、年間調査回数を減じている。

調査回数は、健康項目は年3回、特殊項目及びその他の項目は年2回、要監視項目は年1回とする。また、健康項目のうち、検出される可能性が極めて少ない項目は年1回調査とする。なお、調査時期は、水系ごとにローテーションして均等にする。健康項目は調査回数、調査実施時期等から、次のとおり3つに分類する。

・健康項目 A (年3回調査)

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素

・健康項目 B (年1回調査)

メチル水銀、ホリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、
1,1-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエタン、
テトラクロロエタン、ベンゼン、トルエン

・健康項目 C (年1回調査。農薬系項目。検出可能性のある春から夏に調査)

パララト、シメジン、チオベンカルブ、1,3-ジクロロプロパン

水道水源調査は年4回の調査とし、調査時期は検出値が高くなる可能性のある夏に2回、春秋に各1回とする。なお、栃木県の調査地点は主要な上水道水源水域の5地点とする。(河川4地点、湖沼1地点)

(2) 湖沼調査

栃木県が実施する中禅寺湖・湯の湖・深山ダム貯水池・塩原ダム貯水池における調査の深度及び各測定項目の実施時期は次のとおりとする。

調査深度

湖 沼 名	採 水 地 点	採 水 深 度 (m)					
中 禅 寺 湖	St - 6 (湖心)	0	5	10	20	50	150
	St - 1、4、7	0					
湯 の 湖	St - 5 (湖心)	0	3	6	9		
	St - 1 ~ 4、6、8	0					
深山、塩原ダム貯水池	湖心	0					

調査時期

湖 沼 名	実 施 時 期
中禅寺湖(150mを除く)・湯の湖	4、5、6、7、8、9、10、11月
中禅寺湖(150m)	5、8、10月
深山・塩原ダム貯水池	5、7、9、11月

[備考]

湖沼の所在地の気象状況等により、調査回数は年8回とし、調査時期は春から秋とする。なお、人工湖である深山・塩原ダム貯水池は年4回の調査とする。

湖沼内の複数の地点(深度含む)で調査してもあまり結果に差が生じない等により、次の項目については調査地点・回数を減じている。

- ・大腸菌群数：湖心(表層)調査
- ・全亜鉛：天然湖沼(中禅寺湖・湯の湖、全層)で年2回(5、10月)調査
- ・プランクトン：天然湖沼(中禅寺湖・湯の湖)で2地点調査

4 採水方法

採水は、次の点に留意して行うものとする。

- (1) 採水日前日までの降雨及び天候の影響が少なく、水質の状態が安定した日を選んで採水する。
- (2) 採水位置は、原則として流心等、当該地点を代表する場所とする。

5 採水時の観測事項

採水時の観測事項は、次のとおりとする。

(1) 流量観測

採水時に採水地点において実施する。

ただし、他の流量観測値を採用できる場合には、その数値をもって観測値とする。

(2) その他の観測事項

採取位置、天候、採取時刻、全水深、採取水深、気温、水温、外観、色相、臭気、透視度（湖沼においては、透明度）、電気伝導率、流況

6 測定方法

測定方法は、別表 - 2 のとおりとする。

第3 地下水

調査は、概況調査及び定期モニタリング調査とし、次の項目について測定を行う。

1 調査の種類及び測定項目

(1) 概況調査

全体的な地下水質の概況を把握するために、必要な項目について調査を実施する。

[測定項目]

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ほう素、ふっ素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、
(栃木県及び宇都宮市は、アルキル水銀は総水銀が検出された場合に調査する。)

(2) 定期モニタリング調査

地下水汚染範囲の拡大監視のために、汚染が確認された地域について必要な項目の調査を実施する。

[測定項目]

六価クロム、総水銀、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ほう素、ふっ素、
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素のうち該当する項目

2 測定実施機関

測定実施機関は、栃木県、国土交通省、宇都宮市及び小山市とする。

3 測定地点及び測定頻度

測定地点数及び測定頻度の概要は次のとおりとする。

調査名	回数	測定項目		地点数			
				栃木県	宇都宮市	国土交通省	
概況調査	1	健康項目	A	カドミウム、鉛、ひ素、総水銀、アルキル水銀、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロパン、シマジン、ベンゼン、セレン、ほう素、ふっ素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	118	15	3
			B	全シアン、六価クロム、ポリ塩化ビフェニル、チウラム、チオベンカルブ	61 (再掲)	8 (再掲)	合計 136
定期モニタリング調査	2	六価クロム、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ほう素、ふっ素のうち該当する項目		99 (37)	宇都宮市 28(8) 小山市 3	-	
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		76(38)	6(2)	合計 212(85)	

定期モニタリング調査地点数の欄の()は地区数

[備考]

栃木県が実施する概況調査は、次のとおりとする。

- ・県内を5 km メッシュに区切り、各メッシュをさらに4等分して、メッシュ内を4年間で1巡するよう調査する。
- ・測定地点については、土地・地下水の利用状況等に応じ、メッシュ内で代表となる地点を定める。
- ・調査頻度については、年1回(豊水期:概ね6~7月)に実施する。なお、全国及び本県の検出状況から検出される可能性が極めて少ない項目を健康項目Bとして、調査頻度を減じている。

栃木県が実施する定期モニタリング調査は、次のとおりとする。

- ・測定地点については、汚染のあった地区について、水質の経年的変化を把握するうえで代表的な地点とその下流側の未汚染地点の2地点を基本として定める。
- ・調査頻度については、年2回(豊水期:概ね6~7月、湯水期:概ね12~1月)に実施する。
- ・定期モニタリング調査の結果、2年間連続して地下水水質の環境基準以下となった地域については再調査を実施し、調査した全ての井戸において基準以下であれば、定期モニタリング調査を終了する。

定期モニタリング調査は、平成 19 年度 81 地区 205 地点から 4 地区 7 地点増の 85 地区 212 地点の調査とする。

(内訳)増加... 8 地区(16 地点)[新たに汚染が確認された 8 地区各 2 地点の計 16 地点]
監視を拡大した 5 地区 5 地点
減少... 4 地区(9 地点)[定期モニタリング調査終了地区]

・ 各測定地点は別表 - 3 のとおりとする。

4 採水時の観測事項

採水時の観測事項は次のとおりとする。

天候、採水時刻、井戸深度、気温、水温、外観、臭気、透視度、電気伝導率

5 測定方法

測定方法は、別表 - 4 のとおりとする。

第 4 測定結果の報告及び公表

1 報告

各測定機関は、測定結果が判明次第、栃木県知事に速やかに報告する。

なお、健康項目について環境基準を超える数値を検出した場合は、速やかに栃木県知事に連絡するとともに、栃木県知事と協議のうえ当該水域等について追跡調査を行うものとする。

2 公表

栃木県知事は、測定結果をとりまとめ、法第 17 条の規定に基づき、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を公表することとする。

3 その他

この計画に定めのない事項については、各測定機関が協議して定めるものとする。

別表 1 公共用水域水質測定地点一覧(河川)

水域名	環境基準	測定地点					測定頻度		現地調査										生活環境項目										健康項目									
		No.	名称	統番 一 号	所在地	緯度 (N)	経度 (E)	年 間 測 定 回 数	年 間 測 定 日 数	流 量	天 候 刻 深 水 温 水 外 色 臭 透 視 度 EC	P H	B O D	C O D	S S	D O	大 腸 菌 群 数	1 リ ヘ キ サン 抽 出 物 質 (油 分)	全 窒 素	全 り ん	全 亜 鉛	カ ド ミ ウ ム	全 シ ア ン	鉛	六 価 ク ロ ム	ひ 素	総 水 銀	ア ル キ ル 水 銀	ボ リ 塩 化 ビ フ エ ニ ル	ジ ク ロ ロ メ タ ン								
秋山川上流	A-イ	98	堀米橋	102 - 2	佐野市	36°19'30"	139°34'12"	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	12	3	3	3	3	3	3	3	1	1								
秋山川下流	C-イ	99	中橋	103 - 51	"	36°18'44"	139°34'11"	12	12	12	12	12	12	12	12	12		2	2	12																		
		100	末流	103 - 1	"	36°16'20"	139°35'01"	24	12	24	12	24	24	12	24	24	12		12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2							
三杉川	B-イ	101	末流	104 - 1	"	36°17'14"	139°36'34"	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	12	3	3	3	3	3	3	3	1	1									
巴波川上流	C-イ	102	原の橋	105 - 51	栃木市	36°23'28"	139°43'51"	12	12	12	12	12	12	12	12	12		2	2	12																		
		103	吾妻橋	105 - 1	大平町	36°21'17"	139°44'44"	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	12	3	3	3	3	3	3	3	1	1								
巴波川下流	B-イ	104	巴波橋	106 - 1	藤岡町	36°16'18"	139°42'48"	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	1	2							
永野川上流	A-イ	105	星野橋	107 - 1	栃木市	36°28'18"	139°37'32"	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	12	3	3	3	3	3	3	3	3	1	1								
		106	大岩橋	107 - 2	"	36°23'20"	139°42'07"	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	12	3	3	3	3	3	3	3	3	1	1								
永野川下流	B-イ	107	落合橋(末流)	108 - 1	小山市	36°17'45"	139°43'44"	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	12	3	3	3	3	3	3	3	3	1	1								
思川上流	A-イ	108	保橋	109 - 1	栃木市	36°25'01"	139°47'14"	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	12	3	3	3	3	3	3	3	1	1									
思川下流	B-イ	109	小山大橋	110 - 51	小山市	36°18'26"	139°47'18"	12	12	12	12	12	12	12	12	12		2	2	12																		
		110	乙女大橋	110 - 1	"	36°15'48"	139°44'51"	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	12	3	3	3	3	3	3	3	3	1	1								
大芦川	AA-イ	111	赤石橋	111 - 1	鹿沼市	36°31'25"	139°43'37"	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	12	3	3	3	3	3	3	3	1	1									
小敷川	A-イ	112	小敷橋	109 - 51	"	36°31'47"	139°44'21"	12	12	12	12	12	12	12	12	12		2	2	12																		
黒川	A-イ	113	貝島橋	112 - 51	"	36°33'34"	139°45'28"	12	12	12	12	12	12	12	12	12		2	2	12																		
		114	御成橋	112 - 1	壬生町	36°24'37"	139°48'17"	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	12	3	3	3	3	3	3	3	1	1									
姿川	B-イ	115	こしじ橋	113 - 55	宇都宮市	36°36'26"	139°49'06"	6	6	6	6	6	6	6	6	6	2			6	2	2	2	2	2	2	2											
		116	鹿沼街道	113 - 54	"	36°33'39"	139°50'02"	6	6	6	6	6	6	6	6	6	2			6	2	2	2	2	2	2	2											
		117	姿川橋	113 - 52	"	36°31'22"	139°50'14"	6	6	6	6	6	6	6	6	6	2	2	2	6	2	2	2	2	2	2	2											
		118	淀橋	113 - 51	"	36°30'06"	139°49'58"	12	12	12	12	12	12	12	12	12		2	2	12																		
		119	宮前橋	113 - 1	下野市	36°24'25"	139°50'18"	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	12	3	3	3	3	3	3	3	3	1	1								
赤川	-	120	高速道下	214 - 1	宇都宮市	36°34'29"	139°49'33"	6	6	6	6	6	6	6	6	2	2	2	6	2	2	2	2	2	2	2												
鎧川	B-イ	121	能満寺西	113 - 57	"	36°34'51"	139°49'33"	6	6	6	6	6	6	6	6	2	2	2	6	2	2	2	2	2	2	2												
武子川	B-イ	122	中町橋	113 - 58	"	36°31'53"	139°49'51"	12	12	12	12	12	12	12	12		2	2	12																			
新川	-	123	中央女子高西	213 - 6	"	36°34'48"	139°51'35"	6	6	6	6	6	6	6	6				6																			
		124	六道分岐点	213 - 5	"	36°33'17"	139°52'15"	6	6	6	6	6	6	6	6				6																			
		125	航空隊西	213 - 3	"	36°31'08"	139°51'58"	6	6	6	6	6	6	6	6				6																			
		126	南町西	213 - 1	"	36°28'46"	139°51'38"	6	6	6	6	6	6	6	6	2	2	2	6	2	2	2	2	2	2	2	2											
押川	A-イ	127	越地橋	114 - 1	大子町	36°46'40"	140°15'51"	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	12	3	3	3	3	3	3	3	1	1										
宮戸川	-	128	川田橋	210 - 1	野木町	36°13'29"	139°46'30"	12	12	12	12	12	12	12	12		2	2	12																			
大川	-	129	県道明野間々田線	211 - 1	小山市	36°15'03"	139°48'42"	12	12	12	12	12	12	12	12		2	2	12																			
西仁連川	B-口	130	武井橋	115 - 1	"	36°14'53"	139°49'36"	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	12	3	3	3	3	3	3	3	1	1										

(注)測定地点No.に下線のある地点は環境基準地点

健康項目														特殊項目				要監視項目			その他の項目							測定地点											
四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	フェノール類	銅	溶解性鉄	溶解性マンガン	クロム	クロロホルム	フェノール	ホルムアルデヒド	アンモニア性窒素	塩化物イオン	硫酸イオン	界面活性剤(MBAS)	全硬度	EPN	2-MIB	ジオスミン	りん酸イオン(オルトリン酸態リン)	トリハロメタン生成能	測定機関	名称	No.		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3	3	2	2	2	2	2						2									栃木県	掘米橋	<u>98</u>	
																											2									"	中橋	99	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	2	2	2	2	2	2	2				24								24	国交省	未流	<u>100</u>			
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3	3	2	2	2	2	2	1	1	1			2									栃木県	未流	<u>101</u>	
																											2									"	原の橋	102	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3	3	2	2	2	2	2	1	1	1			2									"	吾妻橋	<u>103</u>	
2	2	2	2	2	2	2	4	4	2	2	2	2	2	12	2	2	2	2	2	2	2				12	6	6	6	2	12	12	12				国交省	巴波橋	<u>104</u>	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3	3	2	2	2	2	2						2										栃木県	星野橋	<u>105</u>
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3	3	2	2	2	2	2						2									"	大岩橋	<u>106</u>	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3	3	2	2	2	2	2						2									"	落合橋(未流)	<u>107</u>	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3	3	2	2	2	2	2						2									"	保橋	<u>108</u>	
																											2									"	小山大橋	109	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3	3	2	2	2	2	2	1	1	1			2							4	"	乙女大橋	<u>110</u>		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3	3	2	2	2	2	2						2									"	赤石橋	<u>111</u>	
																											2									"	小藪橋	112	
																											2									"	貝島橋	113	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3	3	2	2	2	2	2	1	1	1			2									"	御成橋	<u>114</u>	
														2	2	2	2	2	2	2	2																宇都宮市	こしじ橋	115
														2	2	2	2	2	2	2	2																"	鹿沼街道	116
														2	2	2	2	2	2	2	2				2		2									"	姿川橋	117	
																											2										栃木県	淀橋	118
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3	3	2	2	2	2	2	1	1	1			2									"	宮前橋	<u>119</u>	
														2	2	2	2	2	2	2	2				2		2										宇都宮市	高速道下	120
														2	2	2	2	2	2	2	2																"	能満寺西	121
																												2									"	中町橋	122
																																					"	中央女子高西	123
																																					"	六道分岐点	124
																																					"	航空隊西	125
														2	2	2	2	2	2	2	2				2		2									"	南町西	126	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3	3	2	2	2	2	2						2										栃木県	越地橋	<u>127</u>
																												2									"	川田橋	128
																											2										"	県道明野間々田線	129
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3	3	2	2	2	2	2	1	1	1			2									"	武井橋	<u>130</u>	

要監視項目については、国土交通省の調査地点であっても県が測定を実施する。

別表-1 公共用水域水質測定地点一覧(湖沼)

水域名	環境基準	測定地点						測定頻度		現地調査 天候刻温温観相 気水外色臭気透 度EC	生活環境項目										健康項目					
		No.	名称	統番	一 号	所在地	緯度 (N)	経度 (E)	年 間 測 定 回 数		年 間 測 定 日 数	P H	B O D	C O D	S S	D O	大腸菌 群数	〇 ー ヘ キ サン 抽 出 物 質 (油分)	全 室 素	全 り ん	全 亜 鉛	カ ド ミ ウ ム	全 シ ア ン	鉛	六 価 ク ロ ム	ひ 素
川俣ダム貯水池	A-イ-イ	1	湖心	541 - 1		日光市	36°52'47"	139°31'10"	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	2	2
五十里湖	-	2	湖心	402 - 1		"	36°54'18"	139°42'18"	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	2	2	
川治ダム貯水池	AA-二-二	3	湖心	521 - 1		"	36°53'56"	139°41'12"	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	2	2	
塩原ダム貯水池	-	4	湖心	404 - 1		那須塩原市	36°57'11"	139°53'00"	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4						
湯の湖	A-イ-ロ	5	St.1	511 - 51		日光市	36°48'11"	139°25'27"	8	8	8	8	8	8	8	8		8	8							
		6	St.2	511 - 52		"	36°48'09"	139°25'22"	8	8	8	8	8	8	8		8	8								
		7	St.3	511 - 53		"	36°48'06"	139°25'18"	8	8	8	8	8	8	8		8	8								
		8	St.4	511 - 54		"	36°48'03"	139°25'23"	8	8	8	8	8	8	8		8	8								
		9	St.5(湖心)表層	511 - 1		"	36°47'59"	139°25'24"	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	2					
			" 水深 3m	"	"	"	"	"	8	8	8	8	8	8	8	8		8	8	2						
			" 水深 6m	"	"	"	"	"	8	8	8	8	8	8	8	8		8	8	2						
			" 水深 9m	"	"	"	"	"	8	8	8	8	8	8	8	8		8	8	2						
		10	St.6	511 - 55		"	36°47'55"	139°25'32"	8	8	8	8	8	8	8		8	8								
		11	St.8	511 - 56		"	36°47'50"	139°25'37"	8	8	8	8	8	8	8		8	8								
		中禅寺湖	AA-イ-イ	12	St.1	512 - 51		"	36°44'45"	139°25'44"	8	8	8	8	8	8	8		8	8						
13	St.4			512 - 54		"	36°44'38"	139°27'35"	8	8	8	8	8	8		8	8									
14	St.6(湖心)表層			512 - 1		"	36°43'55"	139°28'29"	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	2						
	" 水深 5m			"	"	"	"	"	8	8	8	8	8	8	8		8	8	2							
	" 水深 10m			"	"	"	"	"	8	8	8	8	8	8	8		8	8	2							
	" 水深 20m			"	"	"	"	"	8	8	8	8	8	8	8		8	8	2							
	" 水深 50m			"	"	"	"	"	8	8	8	8	8	8	8		8	8	2							
" 水深150m	"			"	"	"	"	3	3	3	3	3	3	3		3	3	2								
15	St.7	512 - 56		"	36°44'14"	139°29'31"	8	8	8	8	8	8	8		8	8										
深山ダム貯水池	AA-イ-二	16	湖心	531 - 1		那須塩原市	37°05'18"	139°54'08"	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4							

1 川治ダム貯水池については、暫定目標としてCOD2.0mg/l、全窒素0.32mg/l、全りん0.021mg/lが定められている。
 2 深山ダム貯水池については、暫定目標として全りん0.011 mg/lが定められている。

(注)測定地点No.に下線のある地点は環境基準地点

健康項目																	特殊項目				その他の項目				測定機関	名称	No.						
総水銀	アルキル水銀	ポリ塩化ビフェニル	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	フェノール類	銅	溶解性鉄	溶解性マンガン				クロム	アンモニウム性窒素	りん酸イオン(オルトリン酸態リン)	クロロフィルa	プランクトン	トリハロメタン生成能
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2						12	12			国交省	湖心	<u>1</u>	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			12			12	12	12	12	"	湖心	2	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2						12	12	12	12	"	湖心	<u>3</u>	
																	4									4	4	4		栃木県	湖心	4	
																	8									8	8	8		"	St.1	5	
																	8									8	8	8		"	St.2	6	
																	8									8	8	8	8	"	St.3	7	
																	8									8	8	8		"	St.4	8	
																	8									8	8	8	8	"	St.5(湖心)表層	<u>9</u>	
																	8									8	8	8		"	"水深3m		
																	8									8	8	8		"	"水深6m		
																	8									8	8	8		"	"水深9m		
																	8									8	8	8		"	St.6	10	
																	8									8	8	8		"	St.8	11	
																	8									8	8	8		"	St.1	12	
																	8									8	8	8	8	"	St.4	13	
																	8									8	8	8	8	4	"	St.6(湖心)表層	<u>14</u>
																	8									8	8	8		"	"水深5m		
																	8									8	8	8		"	"水深10m		
																	8									8	8	8		"	"水深20m		
																	8									8	8	8		"	"水深50m		
																	3									3	3	3		"	"水深150m		
																	8									8	8	8		"	St.7	15	
																	4									4	4	4		"	湖心	<u>16</u>	

別表-2 測定方法等一覧(公共用水域)

測定項目		環境基準 (指針)値 (mg/ℓ)	報告 下限値 (mg/ℓ)	測定方法
生活環境項目	pH	類型で異なる	—	日本工業規格K0102(以下「規格」という)12.1に定める方法(水質汚濁に係る環境基準別表2に掲げる方法)
	BOD	同上	0.5	規格21に定める方法(同上)
	COD	同上	0.5	規格17に定める方法(同上)
	SS	同上	1	環境基準告示付表8に掲げる方法(同上)
	DO	同上	0.5	規格32に定める方法(同上)
	大腸菌群数	同上	—	環境基準告示別表2備考4に掲げる方法、最確数法(同上)
	n-ヘキサン抽出物質(油分)	同上	0.5	環境基準告示付表10に掲げる方法(同上)
	全窒素	同上	0.05	規格45.2、45.3又は45.4に定める方法(同上)
	全りん	同上	0.003	規格46.3に定める方法(同上)
	全亜鉛	同上	0.001	規格53に定める方法(同上)
健康項目	カドミウム	0.01	0.001	規格55に定める方法(水質汚濁に係る環境基準別表1に掲げる方法)
	全シアン	検出されないこと	0.1	規格38.1.2、38.2又は38.1.2、38.3に定める方法(同上)
	鉛	0.01	0.001	規格54に定める方法(同上)
	六価クロム	0.05	0.01	規格65.2に定める方法(同上)
	ヒ素	0.01	0.001	規格61.2又は61.3に定める方法(同上)
	総水銀	0.0005	0.0005	環境基準告示付表1に掲げる方法(同上)
	アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	環境基準告示付表2に掲げる方法(同上)
	PCB	検出されないこと	0.0005	環境基準告示付表3に掲げる方法(同上)
	ジクロロメタン	0.02	0.002	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法(同上)
	四塩化炭素	0.002	0.0002	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法(同上)
	1,2-ジクロロエタン	0.004	0.0004	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法(同上)
	1,1-ジクロロエチレン	0.02	0.002	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法(同上)
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.004	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法(同上)
	1,1,1-トリクロロエタン	1	0.0005	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法(同上)
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.0006	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法(同上)
	トリクロロエチレン	0.03	0.002	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法(同上)
	テトラクロロエチレン	0.01	0.0005	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法(同上)
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.0002	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法(同上)
	チウラム	0.006	0.0006	環境基準告示付表4に掲げる方法(同上)
	シマジン	0.003	0.0003	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法(同上)

測定項目		環境基準 (指針)値 (mg/ℓ)	報告 下限値 (mg/ℓ)	測定方法
健康項目	チオベンカルブ	0.02	0.002	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法(同上)
	ベンゼン	0.01	0.001	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法(同上)
	セレン	0.01	0.001	規格67.2又は67.3に定める方法(同上)
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0.03	
	硝酸性窒素		0.02	規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法(同上)
	亜硝酸性窒素		0.01	規格43.1に定める方法(同上)
	ふっ素	0.8	0.02	規格34.1に定める方法又は環境基準告示付表6に掲げる方法(同上)
	ほう素	1	0.01	規格47.1、47.3に定める方法又は環境基準告示付表7に掲げる方法(同上)
特殊項目	フェノール類	—	0.01	規格28.1に定める方法
	銅	—	0.01	規格52.2に定める方法
	溶解性鉄	—	0.1	規格57.2に定める方法
	溶解性マンガン	—	0.01	規格56.2に定める方法
	クロム	—	0.01	規格65.1に定める方法
要監視項目	クロロホルム	(0.006～3)		日本工業規格K0125の5.1、5.2及び5.3.1に定める方法
	フェノール	(0.01～0.08)	0.001	環境省通知付表1に掲げる方法
	ホルムアルデヒド	(1)	0.03	環境省通知付表2に掲げる方法
その他の項目	アンモニア性窒素	—	0.02	上水試験方法VI-2 10に掲げる方法
	りん酸イオン	—	0.003	規格46.1に定める方法
	塩化物イオン	—	1	規格35.3に定める方法
	硫酸イオン	—	2	規格41.3に定める方法
	2-MIB	—	0.005	上水試験方法VI-4 13に掲げる方法
	ジオスミン	—	0.005	上水試験方法VI-4 13に掲げる方法
	界面活性剤	—	0.05	規格30に定める方法
	全硬度	—	0.5	日本工業規格K0101の15.1に定める方法
	EPN	(0.006)	0.0006	環境庁通知環水規第121号付表1の第1、2に定める方法
	クロロフィルa	—	2	上水試験方法VI-4 27に掲げる方法又は海洋観測指針 9.6に掲げる方法
	トリハロメタン生成能	—	0.005	環境庁告示第30号別表に掲げる方法

(注) 1 日本工業規格 K0101及び日本工業規格 K0102は1998年版である。

2 上水試験方法は、2001年版である。

3 海洋観測指針は、1990年版である。

4 「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」(平成13年5月31日環水企第92号、平成17年6月29日改正)により、健康項目の報告下限値に網掛けのある項目は報告下限値が定められていおり、網掛けのない健康項目は項目毎に望ましい定量下限値等が定められている。

5 上記4以外の項目は、分析委託時の定量下限値である。

6 表中の用語は下記のとおりである。

環境基準告示：昭和46年12月28日環境庁告示第59号「水質汚濁に係る環境基準について」

環境庁告示第30号：平成7年6月16日環境庁告示第30号「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則第五条第二項の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」

環境庁通知：平成5年4月28日環水規第121号「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」

環境省通知：平成15年11月5日環水企発第031105001号及び環水管発031105001号「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」

別表 - 3 地下水の測定地点一覧

1 概況調査

	市町村名	所在地	メッシュ	深度 (m)	浅・深 井戸 の別	用途		市町村名	所在地	メッシュ	深度 (m)	浅・深 井戸 の別	用途
1	宇都宮市	篠井町地内	18-46	13	浅		36	鹿沼市	上大久保地内	23-59	5	浅	
2		古賀志町地内	24-63	15	浅		37		上日向地内	29-79	6	浅	
3		徳次郎町地内	24-64	7	浅		38		西沢町地内	29-80	9	浅	
4		新里町甲地内	24-65	不明	浅		39		下武子町地内	30-81	5	浅	
5		瓦谷町地内	25-67	不明	浅		40		縦山町地内	30-82	6	浅	
6		下荒針町地内	30-83	不明	浅		41		磯町地内	36-101	10	浅	
7		下砥上町地内	30-84	10	浅		42		深程地内	35-99	6	浅	
8		岩曽町地内	31-85	9.5	浅		43	日光市	和泉地内	16-39	不明	不明	
9		川田町地内	31-86	10	浅		44		七里中妻地内	17-40	15	浅	
10		柳田町地内	31-87	4	浅		45		豊田地内	17-41	7.5	浅	
11		石井町地内	31-88	8	浅		46		塩野室町地内	18-43	20	浅	
12		下反町地内	37-105	3	浅		47		大室地内	18-44	21	浅	
13		東刑部地内	37-107	26	浅		48		中猪倉地内	24-62	60	深	
14		今里町地内	19-48	20	浅		49	小山市	羽川地内	43-134	12	浅	
15		中岡本町地内	25-69	8	浅		50		生駒地内	48-143	7	浅	
16	足利市	小俣町地内	40-116	不明	不明		51		稲葉郷地内	48-144	5	浅	
17		松田町地内	40-117	2.7	浅		52		高椅地内	48-145	10	浅	
18		葉鹿町地内	40-127	不明	不明		53	下生井地内	49-153	157	深		
19		月谷町地内	40-128	4	浅		54	犬塚地内	50-155	5	浅		
20		田中町地内	45-138	不明	不明		55	真岡市	柳林地内	37-108	30	浅	
21		大沼田地内	46-139	2	浅		56		飯貝地内	38-109	25	浅	
22	荒金町地内	45-146	90	深		57	西郷地内		38-110	30	浅		
23	瑞穂野地内	46-147	5	浅		58	中地内		44-125	35	深		
24	栃木市	星野町地内	35-98	10	浅		59	大田原市	上石上地内	5-15	10.6	浅	
25		大森町地内	42-121	30	浅		60		戸野内地内	6-16	22	浅	
26		大塚町地内	43-122	9	浅		61		本町地内	6-17	40	深	
27		平井町地内	42-132	4.9	浅		62		羽田地内	6-18	7	浅	
28		藤田町地内	43-133	18	浅		63		北金丸地内	6-19	70	深	
29	佐野市	寺久保町地内	41-129	7	浅		64		親園地内	13-31	6	浅	
30		天神町地内	46-140	30	浅		65		倉骨地内	13-33	4.5	浅	
31		庚申塚町地内	46-148	28	浅		66		久野又地内	7-20	6	浅	
32		作原町地内	34-96	10	浅		67		北滝地内	14-35	20	浅	
33		閑馬町地内	41-118	30	浅								
34		岩崎町地内	41-119	10	浅								
35		田沼町地内	41-130	7.5	浅								

	市町村名	所在地	メッシュ	深度 (m)	浅・深 井戸 の別	用途		市町村名	所在地	メッシュ	深度 (m)	浅・深 井戸 の別	用途	
68	矢板市	平野地内	5-13	10	浅		103	茂木町	大瀬地内	33-94	16	浅		
69		長井地内	12-27	1	浅		104		福手地内	39-115	10	浅		
70		館ノ川地内	12-28	5	浅		105	市貝町	上根地内	32-92	10	浅		
71		沢地内	12-29	不明	不明		106		芳賀町	下高根沢地内	32-89	30	浅	
72		早川町地内	12-30	20	浅		107			西水沼地内	32-90	30	浅	
73		石関地内	19-49	6	浅		108			稲毛田地内	32-91	10	浅	
74	那須塩原市	箕輪地内	2-5	20	浅		109	壬生町	中泉地内	36-103	25	浅		
75		青木地内	3-6	70 100	深		110			至宝地内	36-104	30	浅	
76		塩野崎地内	3-7	100	深		111			藤井地内	43-123	40	深	
77		鍋掛地内	3-9	35	深		112	野木町	潤島地内	50-154	不明	不明		
78		四区町地内	5-14	70	深		113	大平町	西水代地内	47-142	70	深		
79		関谷地内	2-4	30	浅		114	藤岡町	甲地内	47-149	10	浅		
80		宇都野地内	5-12	4	浅		115			赤麻地内	47-150	不明	不明	
81		さくら市	押上地内	19-50	10	浅		116	岩舟町	小野寺地内	42-131	3	浅	
82	上阿久津地内		25-68	25	浅		117			新里地内	47-141	6	浅	
83	上河戸地内		13-32	30	浅		118	都賀町	深沢地内	35-100	5	浅		
84	喜連川地内		20-51	35	深		119	塩谷町	上寺島地内	11-26	10	浅		
85	早乙女地内		20-52	20	浅		120			上沢地内	18-45	10	浅	
86	那須烏山市	志鳥地内	20-53	7	浅		121			大久保地内	19-47	13	浅	
87		三箇地内	20-54	35	深		122	高根沢町	花岡地内	26-70	不明	不明		
88		田野倉地内	26-72	7	浅		123			石末地内	26-71	10	浅	
89		中山地内	21-56	10	浅		124	那須町	高久乙地内	1-1	20	浅		
90		中央地内	27-74	7	浅		125			高久丙地内	1-2	18	浅	
91		向田地内	27-75	7	浅		126			豊原甲地内	1-3	3 4	浅	
92		小木須地内	27-76	9	浅		127			高久甲地内	3-8	3 4	浅	
93	下野市	町田地内	44-124	7	浅		128		養沢地内	4-11	7	浅		
94		上坪山地内	44-135	6	浅		129	那珂川町	大山田上郷地内	14-37	6	浅		
95	上三川町	川中子地内	37-106	10	浅		130			北向田地内	21-55	8	浅	
96	西方町	金井地内	36-102	20	浅		131			矢又地内	21-57	4	浅	
97	二宮町	物井地内	38-126	25	浅		132			芳井地内	13-34	5	浅	
98		長島地内	44-136	15	浅		133			小川地内	14-36	3	浅	
99	益子町	七井地内	38-111	100	深		134	宇都宮市	御幸ヶ原地内	25-67	20	浅		
100		東田井地内	38-112	7	浅		135	藤岡町	下宮地内	49-152	300	深		
101		上大羽地内	39-114	4	浅		136	都賀町	原宿地内	35-100	20.5	浅		
105	茂木町	千本地内	33-93	6	浅									

注：測定機関 No. 1～15 宇都宮市（計15地点。A・B... 8、Aのみ... 7）
No. 16～133 栃木県（計118地点。A・B...61、Aのみ...57）
No.134～136 国土交通省（計3地点。A・B... 3、Aのみ... 0）

- 1 メッシュNo. に下線がある地区は健康項目A、B項目を調査。下線のない地区は健康項目Aを調査。
- 2 不圧帯水層から採取する井戸を「浅井戸」、被圧帯水層から採取する井戸を「深井戸」とし、不圧帯水層か被圧帯水層か不明の場合は、井戸深度30mを目途に分類した。
- 3 用途の分類は、次のとおりである。
 - 水道水源井戸：地下水を水源とする水道の取水井戸。
 - 一般飲用井戸：一般家庭または工場・事業場の所有する井戸で、飲用に用いられている可能性のある井戸。飲用とともに生活用水等にも用いられている井戸はこちらに分類する。
 - 生活用水井戸：一般家庭または工場・事業場等において、飲用以外の生活用に用いられており、飲用に用いられる可能性が全くない井戸。
 - 工業用水井戸：冷却等の工業用水として用いられている井戸。工場・事業場の所有する井戸で、生活用水と共用の井戸は、主たる用途に基づいて生活用水井戸または工業用水井戸に分類する。
 - その他の井戸：上記のいずれにも分類されない井戸（例：農業用水井戸）や、用途不明の井戸。

2(1) 定期モニタリング調査(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除く)

	市町村名	地区名	測定項目	調査地点数	測定地点 (調査地点図)	測定機関
1	宇都宮市	平出工業団地	TCE・PCE	2 (2)	12	宇都宮市
2		上戸祭・旧市内西部	PCE	2 (2)	19	"
3		平出工業団地南部	PCE	5 (5)	34	"
4		東横田町	TCE	3 (3)	44	"
5		氷室町	TCE	8 (8)	65	"
6		陽南	六価クロム	2 (2)	84	"
7		不動前・西原	TCE	3 (3)	86	"
8		岡本	PCE・1,1-ジクロロエチレン・シス-1,2-ジクロロエチレン	3 (3)	11	"
9	足利市	稲岡町	PCE・1,1-ジクロロエチレン・シス-1,2-ジクロロエチレン	2	10	栃木県
10		久松町	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・シス-1,2-ジクロロエチレン	2	22	"
11		堀込町・南大町	TCE	2	80	"
			PCE	2		
12	下渋垂町	TCE	2	88	"	
13	栃木市	城内	PCE・1,1-ジクロロエチレン・シス-1,2-ジクロロエチレン	2	38	"
14	佐野市	君田町	PCE・1,1-ジクロロエチレン・シス-1,2-ジクロロエチレン	2	26	"
15		植野町	PCE	3	66	"
16		村上町	PCE	2	91	"
17		久保町()	TCE・PCE・MC・1,1-ジクロロエチレン・シス-1,2-ジクロロエチレン	2	94	"
18	鹿沼市	白桑田	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・シス-1,2-ジクロロエチレン	2	27	"
19		南上野町	PCE・1,1-ジクロロエチレン・シス-1,2-ジクロロエチレン	3	28	"
20		上奈良部町	TCE	2	93	"
21	日光市	小来川	ふっ素	1	87	"
22		木和田島	PCE	2	47	"
23		矢野口	TCE・PCE・MC	2	55	"
24	小山市	城東・土塔・駅南・犬塚	TCE・PCE・シス-1,2-ジクロロエチレン	12 (3)	72	栃木県、小山市
25	真岡市	松山町	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・シス-1,2-ジクロロエチレン	3	1	栃木県
			四塩化炭素	2		
26		市街地	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・シス-1,2-ジクロロエチレン	9	16	"
27		伊勢崎	PCE	2	89	"
28	鬼怒ヶ丘()	六価クロム	2	95	"	
29	大田原市	福原	TCE	2	63	"
30	那須塩原市	埼玉()	TCE	2	96	"
31	さくら市	蒲須坂	ジクロロメタン	3	92	"
32	下野市	柴	PCE・1,1-ジクロロエチレン・シス-1,2-ジクロロエチレン	3	5	栃木県

	市町村名	地区名	測定項目	調査 地点数	測定地点 (調査地点図)	測定機関
33	上三川町	上蒲生	PCE・1,1-ジクロロエチレン・シス-1,2-ジクロロエチレン	2	18	〃
34	二宮町	石島	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・シス-1,2-ジクロロエチレン	3	13	〃
35		久下田	TCE・1,1-ジクロロエチレン・シス-1,2-ジクロロエチレン	2	25	〃
36	芳賀町	下高根沢	PCE・1,1-ジクロロエチレン・シス-1,2-ジクロロエチレン	2	33	〃
37	野木町	丸林	PCE	3	56	〃
38		潤島	TCE・PCE・シス-1,2-ジクロロエチレン	3	76	〃
39	大平町	伯仲 他	TCE・1,1-ジクロロエチレン・シス-1,2-ジクロロエチレン	2	4	〃
40		西野田	TCE・PCE	2	45	〃
41	藤岡町	新波	TCE・PCE	2	77	〃
42		赤麻	TCE	2	90	〃
43		甲	ほう素	2	97	〃
44	都賀町	木	TCE	2	39	〃
45	那須町	寺子乙	ほう素	2	83	〃
地点数計				130 (31)		

- (注) 1 各地区は、その周辺地域を含む。
2 TCE:トリクロロエチレン、PCE:テトラクロロエチレン、MC:1,1,1-トリクロロエタン
3 ()内は各市(宇都宮市、小山市)が分析を行う地点数。
4 地区名に がついている地区は新規調査地区。

2(2) 定期モニタリング調査(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)

	市町村名	地区名	測定項目	調査地点数	測定地点 (調査地点図)	測定機関
1	宇都宮市	新里町	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	4 (4)	1	宇都宮市
2		上籠谷町	〃	2 (2)	16	〃
3	足利市	羽刈町	〃	2	25	栃木県
4	佐野市	越名町	〃	2	9	〃
5		植下町	〃	2	26	〃
6	鹿沼市	白桑田	〃	2	17	〃
7		南上野町	〃	2	27	〃
8		上奈良部町	〃	2	47	〃
9	小山市	雨ヶ谷	〃	2	2	〃
10		向野	〃	2	18	〃
11		喜沢	〃	2	28	〃
12		乙女	〃	2	29	〃
13		粟宮	〃	2	44	〃
14	真岡市	中	〃	2	3	〃
15		下籠谷	〃	2	19	〃
16		八木岡	〃	2	20	〃
17		西田井	〃	2	46	〃
18	大田原市	亀久	〃	2	42	〃
19	矢板市	石関	〃	2	43	〃
20	那須烏山市	野上	〃	2	39	〃
21	下野市	仁良川(1)	〃	2	31	〃
22		仁良川(2)()	〃	2	50	〃
23		小金井	〃	2	22	〃
24	上三川町	上神主	〃	2	4	〃
25		坂上	〃	2	11	〃
26	二宮町	久下田	〃	2	5	〃
27		古山	〃	2	33	〃
28	益子町	大沢	〃	2	12	〃
29		塙	〃	2	34	〃
30		下大羽()	〃	2	48	〃
31	芳賀町	稲毛田	〃	2	6	〃
32	野木町	野渡	〃	2	36	〃
33		友沼	〃	2	45	〃
34	大平町	富田()	〃	2	51	〃
35	藤岡町	中根	〃	2	7	〃
36		大前	〃	2	13	〃
37		藤岡(1)	〃	2	14	〃
38		藤岡(2)()	〃	2	49	〃
39	那珂川町	和見	〃	2	23	〃
40		久那瀬	〃	2	24	〃
地点数計				82 (6)		

(注) 1 各地区は、その周辺地区を含む。

2 ()内は宇都宮市が分析を行う地点数。

3 地区名に ()がついている地区は新規調査地区。

2(3) 定期モニタリング調査実施井戸状況(表2(1)・2(2)の井戸情報)

	市町村名	地区名	井戸 No.	井戸 番号	深度(m)	浅・深井 戸の別	用途
1	宇都宮市	1 平出工業団地	1-1	12B001	23	浅	
2			1-2	12B002	不明	不明	
3		2 上戸祭・旧市内西部	3-1	19B004	10	浅	
4			3-2	19B008	6	浅	
5		3 平出工業団地南部	4-1	34B001	8	浅	
6			4-2	34B002	不明	不明	
7			4-3	34B003	10	浅	
8			4-4	34B004	不明	不明	
9			4-5	34B005	13	浅	
10		4 東横田町	5-1	44B001	15	浅	
11			5-2	44B002	不明	不明	
12			5-3	44B003	不明	不明	
13		5 氷室町	6-1	65B001	不明	不明	
14			6-2	65B002	不明	不明	
15			6-3	65B003	不明	不明	
16			6-4	65B004	不明	不明	
17			6-5	65B005	不明	不明	
18			6-6	65B006	不明	不明	
19			6-7	65B007	不明	不明	
20			6-8	65B008	不明	不明	
21		6 陽南	8-1	84B101	不明	不明	
22			8-2	84B102	25	浅	
23		7 不動前・西原	9-1	19B007	20	浅	
24			9-2	19B009	20	浅	
25			9-3	19B011	25	浅	
26		8 岡本	11-1	11B001	20	浅	
27			11-2	11B002	6	浅	
28			11-3	11B003	4~5	浅	
29	足利市	9 稲岡町	10-1	10B001	20	浅	
30			10-2	10B009	5	浅	
31		10 久松町	22-1	22B007	6	浅	
32			22-2	22B037	12	浅	
33		11 堀込町・ 南大町	80-1	80B101	不明	不明	
34			80-2	80B102	20	浅	
35			80-3	80B103	不明	浅	
36			80-4	80B104	不明	浅	
37		12 下渋垂町	88-1	88B003	5~6	浅	
38			88-2	88B002	25	浅	
39	栃木市	13 城内	38-1	38B001	7	浅	
40			38-2	38B002	5	浅	
41	佐野市	14 君田町	26-1	26B011	18	浅	
42			26-2	26B004	45	深	
43		15 植野町	66-1	66B001	8	浅	
44			66-2	66B002	5.5	浅	
45			66-3	66B003	17	浅	
46		16 村上町	91-1	91B001	30	浅	
47			91-2	91B002	40	深	
48		17 久保町()	94-1	94B001	不明	浅	
49			94-2	94B002	10	浅	
50	鹿沼市	18 白桑田	27-1	27B014	7	浅	
51			27-2	27B027	8	浅	
52		19 南上野町	28-1	28B005	14	浅	
53			28-2	28B009	7.5	浅	
54			28-3	28B008	13	浅	
55		20 上奈良部町	93-1	93B001	41	深	
56			93-2	93B002	20	浅	

	市町村名		地区名	井戸 No.	井戸 番号	深度(m)	浅・深井 戸の別	用途
57	日光市	21	小来川	87-1	87B001	7	浅	
58		22	木和田島	47-1	47B001	13	浅	
59				47-2	47B002	6	浅	
60		23	矢野口	55-1	55B001	5	浅	
61				55-2	55B002	不明	不明	
62	小山市	24	城東・土塔・駅南・犬塚	72-1	72B001	6	浅	
63				72-2	72B002	3	浅	
64				72-3	72B003	不明	不明	
65				72-4	72B004	30	浅	
66				72-5	72B005	10 20	浅	
67				72-6	72B006	30	浅	
68				72-7	72B007	不明	浅	
69				72-8	72B008	4	浅	
70				72-9	72B009	6	浅	
71				72-10	72B010	12	浅	
72				72-11	72B011	5	浅	
73				72-12	72B012	18	浅	
74	真岡市	25	松山町	1-1	01B010	100	深	
75				1-2	01B026	120	深	
76				1-3	01B003	不明	深	
77				1-11	01B011	不明	不明	
78				1-12	01B021	30	浅	
79		26	市街地	16-1	16B020	30	浅	
80				16-4	16B002	9	浅	
81				16-6	16B006	30	浅	
82				16-7	16B007	40	深	
83				16-13	16B022	35	深	
84				16-9	16B009	6	浅	
85				16-10	16B014	30	浅	
86				16-11	16B011	55	深	
87		16-12	16B021	15	浅			
88		27	伊勢崎	89-1	89B003	25	浅	
89				89-2	89B002	50	深	
90		28	鬼怒ヶ丘()	95-1	95B001	34	深	
91	95-2			95B002	42	深		
92	大田原市	29	福原	63-1	63B001	不明	浅	
93				63-2	63B002	10	浅	
94	那須塩原市	30	埼玉()	96-1	96B001	26.5	浅	
95				96-2	96B002	26	浅	
96	さくら市	31	蒲須坂	92-1	92B001	30	浅	
97				92-2	92B002	30	浅	
98				92-3	92B003	20	浅	
99	下野市	32	柴	5-1	05B004	30	浅	
100				5-2	05B002	45	深	
101				5-3	05B003	不明	不明	
102	上三川町	33	上蒲生	18-1	18B001	30~	深	
103				18-2	18B002	30	浅	
104	二宮町	34	石島	13-1	13B027	35	深	
105				13-2	13B009	35	深	
106				13-4	13B030	7	浅	
107		35	久下田	25-1	25B004	7	浅	
108				25-2	25B006	3	浅	
109	芳賀町	36	下高根沢	33-1	33B001	20	浅	
110				33-2	33B002	35	深	
111	野木町	37	丸林	56-1	56B001	7~8	浅	
112				56-2	56B002	5.5	浅	
113				56-3	56B004	3	浅	
114		38	潤島	76-1	76B001	不明	浅	
115				76-2	76B002	2.7	浅	
116				76-3	76B003	4.5	浅	

	市町村名		地区名	井戸 No.	井戸 番号	深度(m)	浅・深井 戸の別	用途
117	大平町	39	伯仲 他	4-1	04B023	100	深	
118				4-2	04B402	40	深	
119		40	西野田	45-1	45B001	40	深	
120				45-2	45B002	20	浅	
121	藤岡町	41	新波	77-1	77B001	60	深	
122				77-2	77B003	37	深	
123		42	赤麻	90-1	90B001	25	浅	
124				90-2	90B002	8	浅	
125		43	甲	97-1	97B001	不明	浅	
126				97-2	97B002	7	浅	
127	都賀町	44	木	39-1	39B001	15	浅	
128				39-2	39B002	8	浅	
129	那須町	45	寺子乙	83-1	83B101	25	浅	
130				83-2	83B102	0	浅	
131	宇都宮市	1	新里町	N1-1	79B001	不明	不明	
132				N1-2	79B002	6	浅	
133				N1-3	79B003	不明	不明	
134				N1-4	79B004	10	浅	
135		2	上籠谷町	N16-1	16N001	12	浅	
136				N16-2	16N002	30	浅	
137	足利市	3	羽刈町	N25-1	25N001	6	浅	
138				N25-2	25N002	20	浅	
139	佐野市	4	越名町	N9-1	09N001	12	浅	
140				N9-2	09N002	4	浅	
141		5	植下町	N26-1	26N001	5~6	浅	
142				N26-2	26N003	3	浅	
143	鹿沼市	6	白桑田	N17-1	17N001	15	浅	
144				N17-2	17N002	不明	浅	
145		7	南上野町	N27-1	27N001	12	浅	
146				N27-3	27N003	不明	浅	
147		8	上奈良部町	N47-1	47N001	8~9	浅	
148				N47-2	47N002	12~13	浅	
149	小山市	9	雨ヶ谷	N2-1	02N001	6	浅	
150				N2-2	02N002	6	浅	
151		10	向野	N18-1	18N001	30	浅	
152				N18-2	18N002	8	浅	
153		11	喜沢	N28-1	28N001	5	浅	
154				N28-2	28N002	10	浅	
155		12	乙女	N29-1	29N001	5	浅	
156				N29-2	29N002	4	浅	
157		13	粟宮	N44-1	44N001	5	浅	
158				N44-2	44N002	10	浅	
159	真岡市	14	中	N3-1	03N001	10	浅	
160				N3-2	03N002	15	浅	
161		15	下籠谷	N19-1	19N001	不明	不明	
162				N19-2	19N002	150	深	
163		16	八木岡	N20-1	20N001	34	深	
164				N20-2	20N002	10	浅	
165		17	西田井	N46-1	46N001	5	浅	
166				N46-2	46N002	3.5	浅	
167	大田原市	18	亀久	N42-1	42N003	4	浅	
168				N42-2	42N002	5	浅	
169	矢板市	19	石関	N43-1	43N001	4	浅	
170				N43-2	43N002	5	浅	
171	那須烏山市	20	野上	N39-1	39N003	4	浅	
172				N39-2	39N002	8	浅	

	市町村名		地区名	井戸 No.	井戸 番号	深度(m)	浅・深井 戸の別	用途
173	下野市	21	仁良川(1)	N31-1	31N002	不明	不明	
174				N31-2	31N004	不明	不明	
175		22	仁良川(2)()	N50-1	50N001	35	深	
176				N50-2	50N002	13	浅	
177		23	小金井	N22-1	22N001	10	浅	
178				N22-2	22N002	6	浅	
179	上三川町	24	上神主	N4-1	04N002	12	浅	
180				N4-2	04N001	60	深	
181		25	坂上	N11-1	11N001	13	浅	
182				N11-2	11N002	30	浅	
183	二宮町	26	久下田	N5-1	05N001	25	浅	
184				N5-2	05N002	60	深	
185		27	古山	N33-1	33N001	30	浅	
186				N33-2	33N002	20	浅	
187	益子町	28	大沢	N12-1	12N001	不明	浅	
188				N12-2	12N002	4	浅	
189		29	埜	N34-1	34N003	5.4	浅	
190				N34-2	34N002	8	浅	
191		30	下大羽()	N48-1	48N001	5	浅	
192				N48-2	48N002	5~6	浅	
193	芳賀町	31	稲毛田	N6-1	06N003	4	浅	
194				N6-2	06N004	7	浅	
195	野木町	32	野渡	N36-1	36N001	4	浅	
196				N36-2	36N002	8	浅	
197		33	友沼	N45-1	45N001	5~6	浅	
198				N45-2	45N003	6~7	浅	
199	大平町	34	富田()	N51-1	51N001	5	浅	
200				N51-2	51N002	15	浅	
201	藤岡町	35	中根	N7-1	07N001	9	浅	
202				N7-2	07N002	12	浅	
203		36	大前	N13-1	13N001	8	浅	
204				N13-2	13N002	6	浅	
205		37	藤岡(1)	N14-1	14N003	10	浅	
206				N14-2	14N002	6	浅	
207		38	藤岡(2)()	N49-1	49N001	不明	不明	
208				N49-2	49N002	7	浅	
209	那珂川町	39	和見	N23-1	23N001	3.6	浅	
210				N23-2	23N002	6	浅	
211		40	久那瀬	N24-1	24N001	6.4	浅	
212				N24-2	24N002	12	浅	

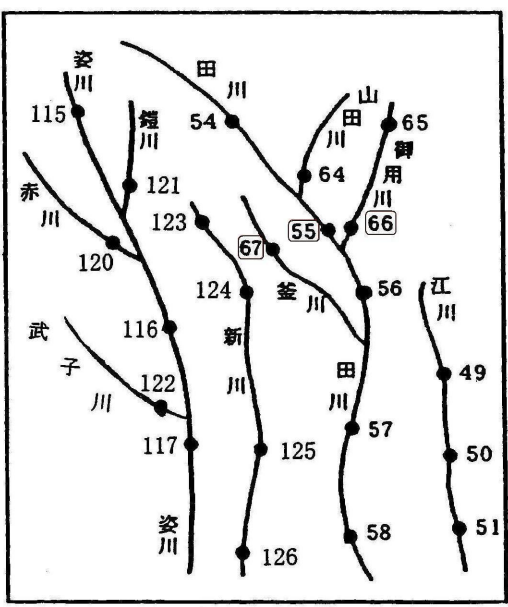
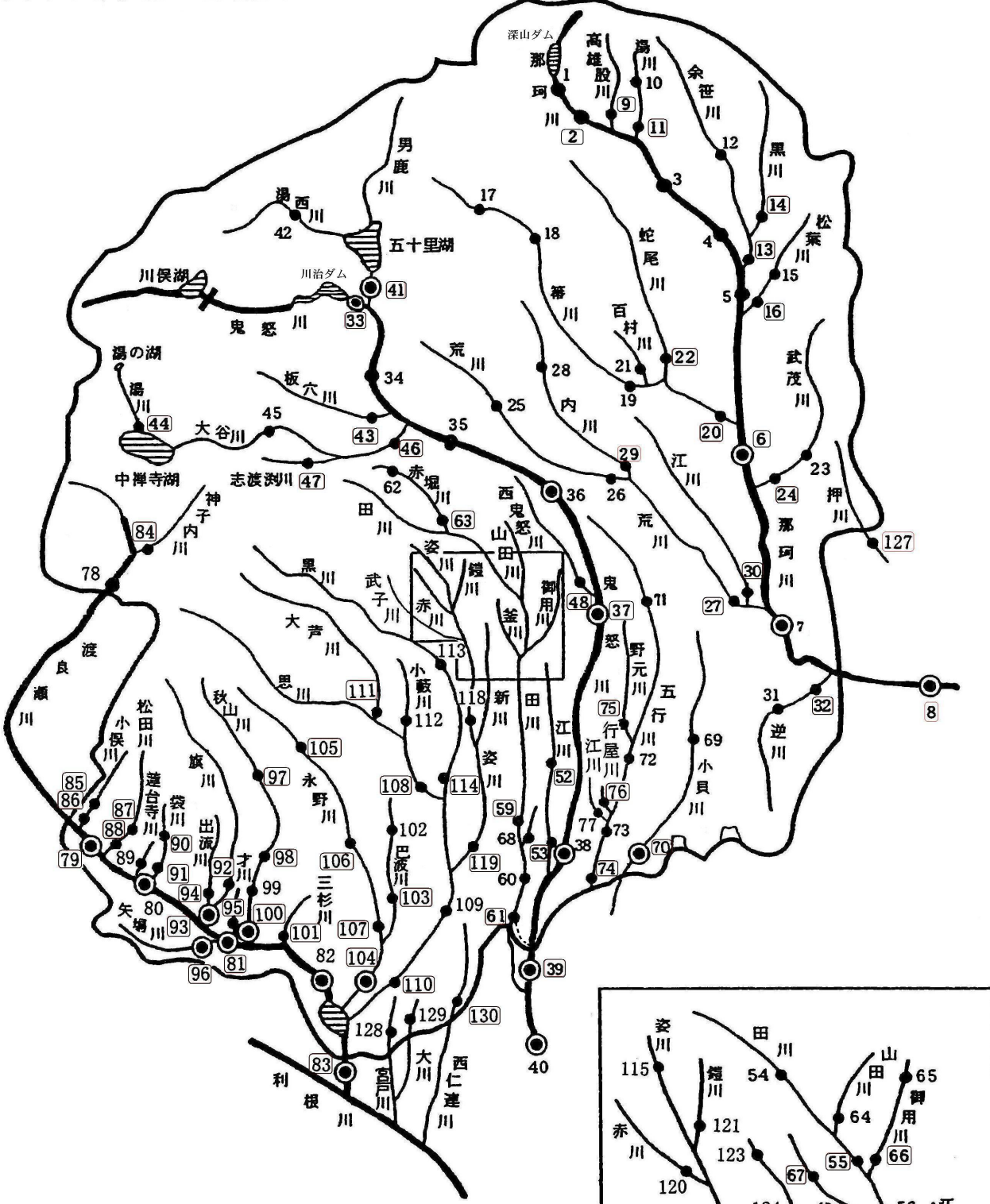
- 1 不圧帯水層から採取する井戸を「浅井戸」、被圧帯水層から採取する井戸を「深井戸」とし、不圧帯水層か被圧帯水層か不明の場合は、井戸深度30mを目途に分類した。
- 2 用途の分類は、次のとおりである。
水道水源井戸：地下水を水源とする水道の取水井戸。
一般飲用井戸：一般家庭または工場・事業場の所有する井戸で、飲用に用いられている可能性のある井戸。飲用とともに生活用水等にも用いられている井戸はこちらに分類する。
生活用水井戸：一般家庭または工場・事業場等において、飲用以外の生活用に用いられており、飲用に用いられる可能性が全くない井戸。
工業用水井戸：冷却等の工業用水として用いられている井戸。工場・事業場の所有する井戸で、生活用水と共用の井戸は、主たる用途に基づいて生活用水井戸または工業用水井戸に分類する。
その他の井戸：上記のいずれにも分類されない井戸（例：農業用水井戸）や、用途不明の井戸。

別表－4 測定方法等一覧(地下水)

測定項目	環境基準 (指針)値 (mg/ℓ)	報告 下限値 (mg/ℓ)	測定方法 (水質汚濁に係る環境基準別表1に掲げる方法)
カドミウム	0.01	0.001	日本工業規格K0102(以下「規格」という)55に定める方法
全シアン	検出されないこと	0.1	規格38.1.2、38.2又は38.1.2、38.3に定める方法
鉛	0.01	0.001	規格54に定める方法
六価クロム	0.05	0.01	規格65.2に定める方法
ひ素	0.01	0.001	規格61.2又は61.3に定める方法
総水銀	0.0005	0.0005	環境基準告示付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	環境基準告示付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと	0.0005	環境基準告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02	0.002	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002	0.0002	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004	0.0004	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.02	0.002	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.004	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1	0.0005	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.0006	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03	0.002	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01	0.0005	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.0002	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006	0.0006	環境基準告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.003	0.0003	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02	0.002	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01	0.001	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01	0.001	規格67.2又は67.3に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0.03	
硝酸性窒素		0.02	規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法
亜硝酸性窒素		0.01	規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8	0.02	規格34.1に定める方法又は環境基準告示付表6に掲げる方法
ほう素	1	0.01	規格47.1、47.3に定める方法又は環境基準告示付表7に掲げる方法

- (注) 1 日本工業規格 K 0101及び日本工業規格 K 0102は1998年版である。
2 「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」(平成13年5月31日環水企第92号、平成17年6月29日改正)により、報告下限値に網掛けのある項目は報告下限値が定められており、網掛けのない項目は項目毎に望ましい定量下限値等が定められている。
3 環境基準告示：昭和46年12月28日環境庁告示第59号「水質汚濁に係る環境基準について」

河川調査地点図



- 凡例
- 栃木県調査地点 (87地点)
 - ◎ 国土交通省調査地点 (20地点)
 - 環境基準点 (67地点)

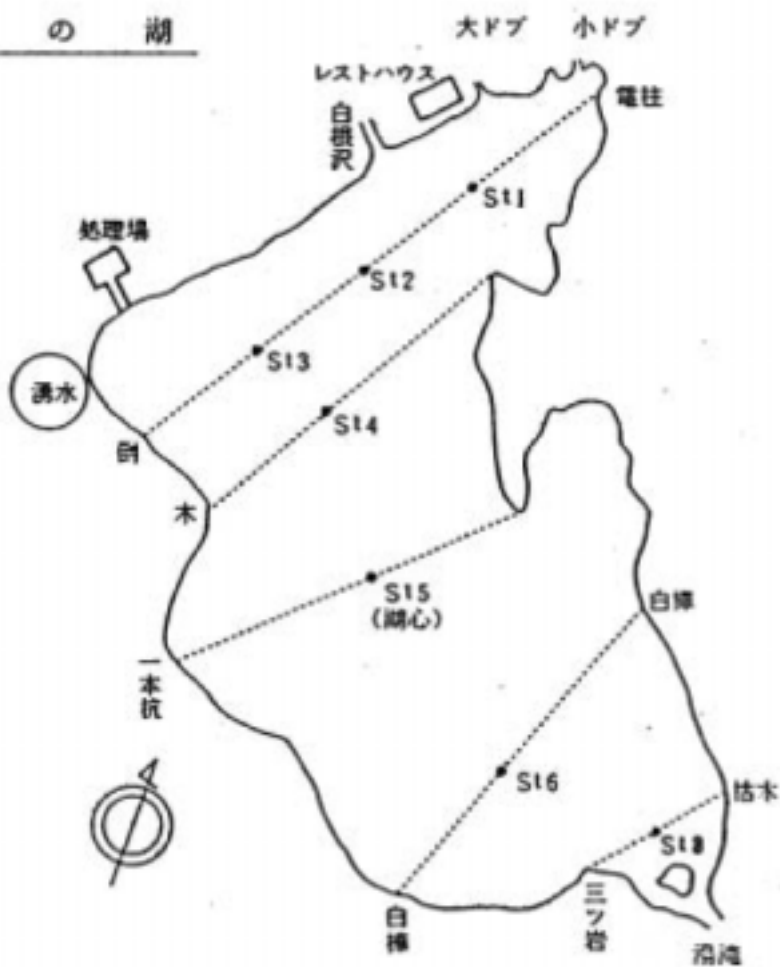
宇都宮市調査地点 (23地点)

湖沼調査地点図

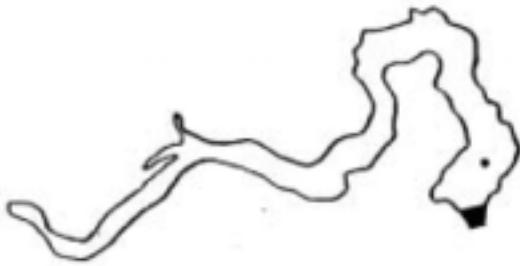
中 禅 寺 湖



湯 の 湖



川治ダム貯水池



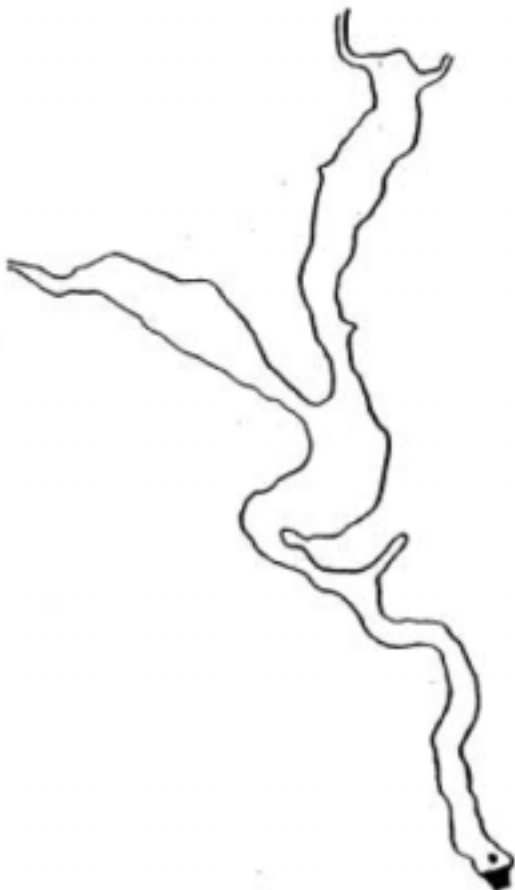
深山ダム貯水池



塩原ダム貯水池



五十里湖

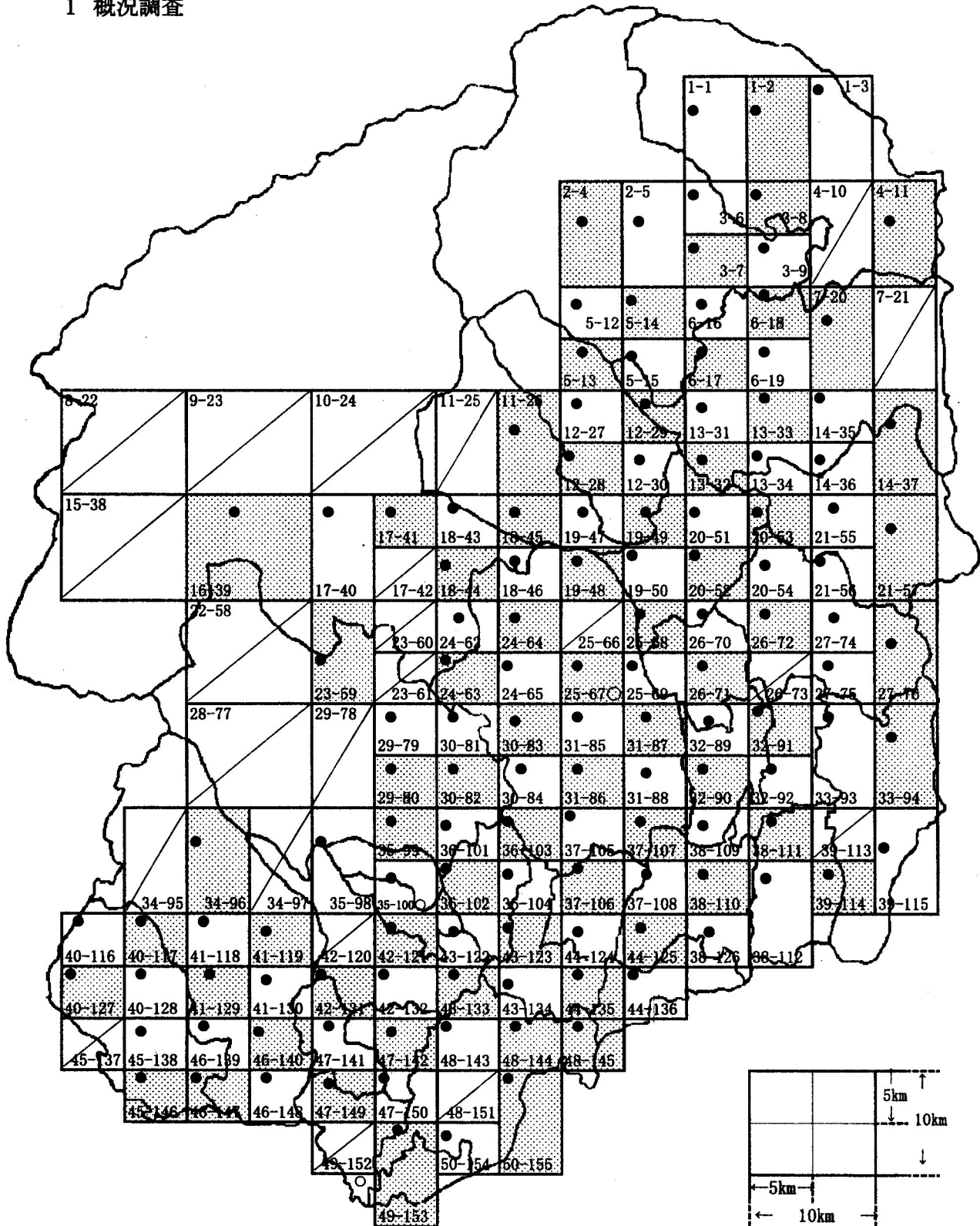


川俣湖



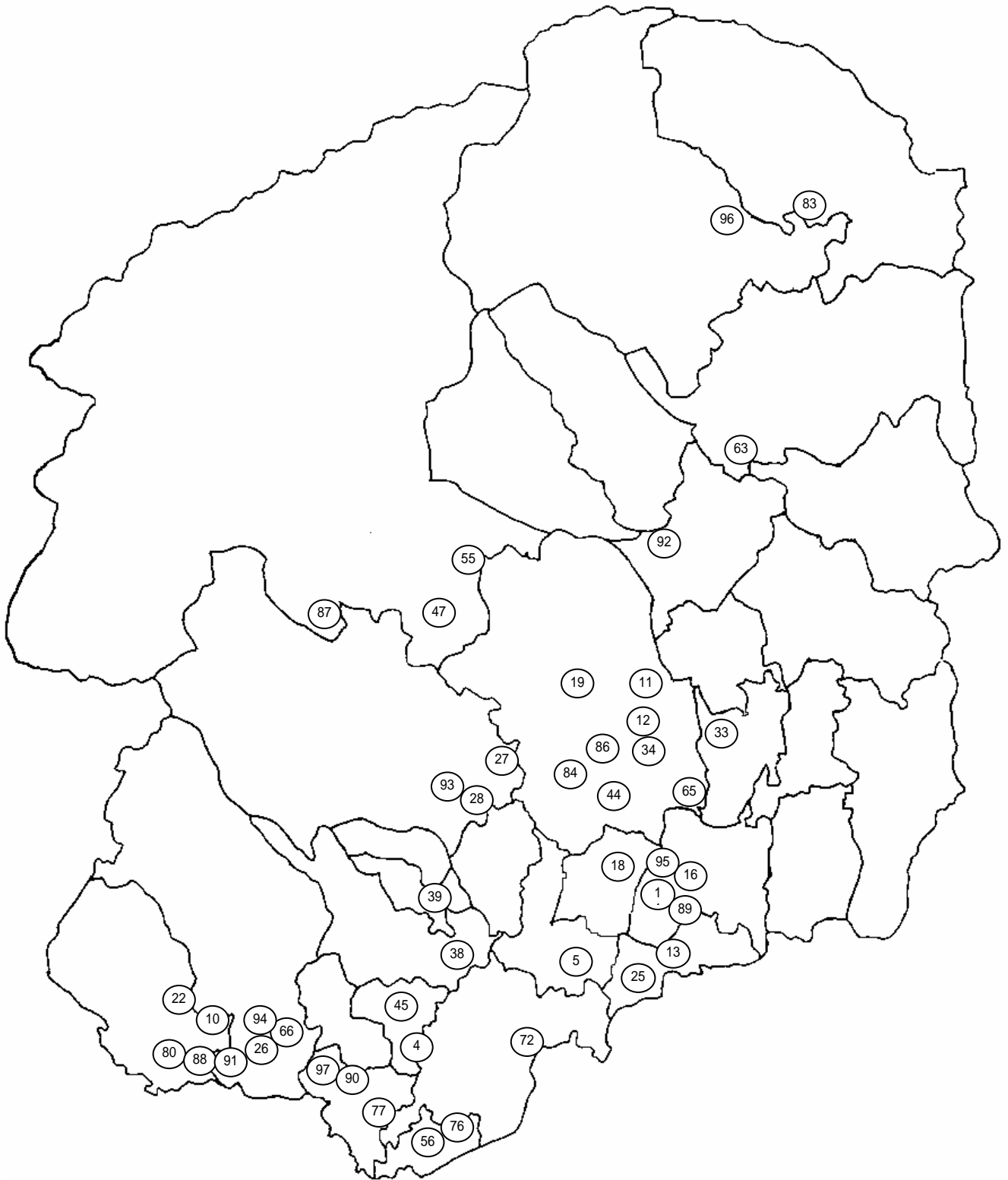
▼:ダムサイト

地下水調査地点図
1 概況調査



- (注) 1 県内を5kmメッシュに区切り、各メッシュをさらに4等分して4年ローテーションで調査している。
 2 大メッシュは10km、小メッシュは5kmで区切り、主に山間部では大メッシュ、市街地では小メッシュを用いている。
 3 地図上の数字はメッシュNo.(大メッシュNo.-小メッシュNo.)を示す。
 4 ●は栃木県及び宇都宮市の測定地点を示す。
 5 ○は国土交通省の測定地点を示す。
 6 網掛けはA+B項目を調査するメッシュを示す。
 7 白地はA項目を調査するメッシュを示す。

2(1)定期モニタリング調査
(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除く)



(2) 定期モニタリング調査
(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)

